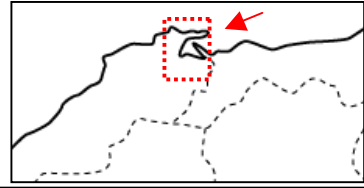


## < 中海自然再生全体構想の概要 >

### 1 自然再生の対象となる区域

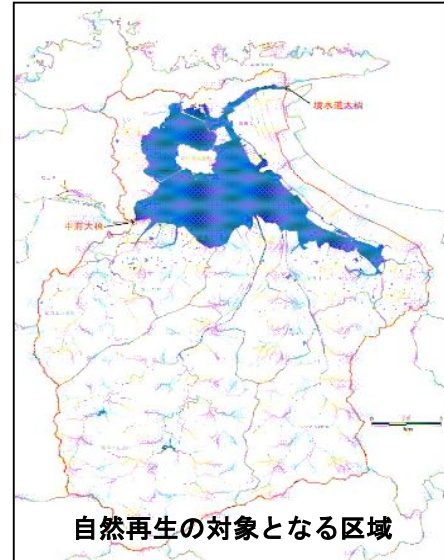
本事業の対象区域は、境水道を含む中海本体(86.8km<sup>2</sup>)と大橋川を除く中海に直接流入する河川の全集水域(395km<sup>2</sup>)。



### 2 自然再生の目標

昭和 20 年代後半から 30 年代前半の「豊かで遊べるきれいな中海」であり、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環の再構築を目指す。

そのため、「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合い言葉に、以下の 5 つの推進の柱（大きな目標）を設定し、事業を推進する。



自然再生の対象となる区域

#### 中海自然再生全体目標

「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合い言葉に、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環を再構築する

### 5 つの推進の柱（大きな目標）

- 1) 水辺の保全・再生と汽水域生態系の保全
- 2) 水質と底質の改善による環境再生
- 3) 水鳥との共存とワイズユース
- 4) 将来を担う子ども達と進める環境学習の推進
- 5) 循環型社会の構築

### 3 中海自然再生協議会の構成員（合計 82 名）

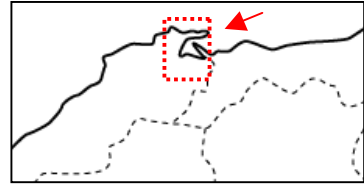
個人（専門家を含む）	50
団体	9
関係地方公共団体	16
関係行政機関	7

## <中海自然再生実施計画の概要>

### 1 実施主体

実施者：NPO 法人 自然再生センターほか

協議会：中海自然再生協議会



### 2 自然再生事業の対象となる区域

対象となる区域は、平成 24 年度から 5 年間程度の第 1 期実施計画として自然再生を行う 4 つの取り組みごとに、次のような区域とする。

#### (1) アマモ場の保全・再生事業

境港市の外江及びその周辺地域をアマモ場の保全区域

#### (2) 海藻類の回収及びその利用事業

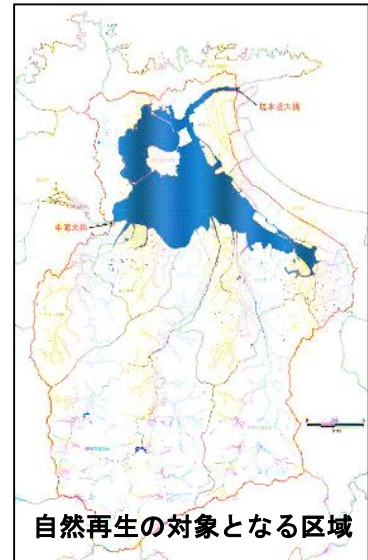
江島及び境水道に近い本庄水域と、北部承水路及び弓浜承水路を中心とした中海北部の沿岸域

#### (3) 砂浜の保全・再生事業

中海の南東部で、米子市の粟島神社と彦名干拓地から安来市の八尋鼻を結ぶ線より東側の米子湾

#### (4) 浚渫地の環境修復事業

中海南東部の細井沖浚渫窪地及び錦海団地沖浚渫窪地



### 3 自然再生事業の実施内容

#### (1) アマモ場の保全・再生事業

外江で採集したアマモ種子を用いて、適地選定を行った後に、既に考案されている植栽法などにより、アマモ場の面積拡大を図る。

#### (2) 海藻類の回収及びその利用事業

海藻の分布状況を調査し、枯死・腐敗する前に逐次回収し、飼料や食料といった肥料以外の回収海藻の適正な利用法を確立する。

#### (3) 砂浜の保全・再生事業

砂浜の再生場所及び利用方法について、地域住民を中心に意見集約を行う。また、水辺の景観の再生・創出についても意見集約を行い、その具現化に向けて構想を練る。

#### (4) 浚渫地の環境修復事業

小規模の覆砂を実施し、効果の検証実験を行うとともに、モニタリングにより覆砂の環境修復効果を検証する。

## ＜中海自然再生実施計画の概要＞

(NPO法人自然再生センター 原案)

### 1 実施主体

実施者：NPO 法人 自然再生センターほか

協議会：中海自然再生協議会

### 2 自然再生事業の対象となる区域

対象となる区域は、平成 24 年度から 5 年間程度の第 1 期実施計画として自然再生を行う 4 つの取り組みごとに、次のような区域とする。

- (1) **アマモ場の保全・再生事業**：境港市の外江及びその周辺地域をアマモ場の保全区域とし、再生は国交省の「斐伊川水系河川整備計画」に合わせて行う。
- (2) **海藻類の回収及びその利用事業**：江島及び境水道に近い本庄水域と、北部承水路及び弓浜承水路を中心とした中海北部の沿岸域とする。
- (3) **砂浜の保全・再生事業**：中海の南東部で、米子市の粟島神社と彦名干拓地から安来市の八尋鼻を結ぶ線より東側の米子湾とする。
- (4) **浚渫窪地の環境修復事業**：中海南東部の細井沖浚渫窪地及び錦海団地沖浚渫窪地とする。

### 3 自然再生事業の実施内容

- (1) **アマモ場の保全・再生事業**：主要な保全地域と考える外江付近のアマモ場を対象に、アマモの種子採集活動などを行ってアマモ場の重要性について啓発するとともに、定期的な生態調査や監視活動を行う。再生に関しては、国土交通省が浅場を整備した地区や承水路等において、外江で採集したアマモ種子を用いて、適地選定を行った後に、既に考案されている植栽法などにより、アマモ場の面積拡大を図る。
- (2) **海藻類の回収及びその利用事業**：回収方法としては、対象とする区域内における海藻の分布状況を調査し、枯死・腐敗する前に逐次回収する。利用方法としては、現時点では回収した海藻の大半が乾燥後に肥料とされていることから、肥料としての利用の拡大を図ることにより、循環型システムを構築する。さらに、第 1 期計画の期間内に、飼料や食料といった肥料以外の回収海藻の適正な利用法を確立する。
- (3) **砂浜の保全・再生事業**：砂浜の再生とその利用について、公開の意見交換会を初年度に開催して市民参加を醸成し、同時にどのような水辺景観が望まれるかについても地域住民を中心に意見の集約を行う。砂浜を再生するための資材については、かつてのような山、川、海の連環を取り戻すための議論を、関係機関を含めた市民対話の中で進める。水辺の景観の再生・創出については、地域住民を中心とした意見集約を行うなどして、その具体化に向けて構想を練る。
- (4) **浚渫窪地の環境修復事業**：平成 20~22 年度環境省環境研究総合推進費により実施された産業副産物を用いた浚渫窪地埋め戻し研究の成果をもとに、窪地埋め戻しの第 1 歩として効果検証のしやすい細井沖浚渫窪地で石炭灰造粒物を用いて厚さ 50cm での全面覆砂を行い、米子湾の錦海沖浚渫窪地で形状・粒形の異なる同質物を用いて厚さ 1m 程度の小規模の覆砂を実施し、効果の検証実験を行う。モニタリングは隣接する浅場を比較対照として、水質および底質の各項目について継続的に調査を行い、覆砂による窪地の環境修復効果を検証する。